

— 平成27年分相続税の申告状況 —

平成25年度改正の影響

村上 敬子 (むらかみ けいこ)

村上敬子税理士事務所
税理士



昨年12月、国税庁は、平成27年中に発生した相続に係る相続税の申告状況の概要を公表しました。この公表は、相続税の基礎控除額の引下げ等が行われた平成25年度の改正相続税法が適用された初めての申告年分ということもあり、注目すべき内容となっています。

平成25年度税制改正の目玉は、相続税・贈与税の見直しで「富裕層に対する増税」と「高齢層から若年層への資産の世代間移転」という明確な改正目的に基づくものでした。今月号では、改正相続税法がどのように影響したのか、国税庁公表の平成27年分相続税の申告状況について、全国、東北、福島県という括りで見えていきます。

〔質問1〕

平成27年中に発生した相続から適用されることになった相続税の主な改正内容はどのようなものでしたか。その概要を教えてください。

〔回答〕

相続税の見直しについては、資産の再分配機能が低下している状況を受けて、課税ベースの拡大など見直しが行われましたが、主な改正項目のうちとしては、次の3つがあげられます。

1. 相続税の基礎控除額の縮小

相続税の基礎控除額は改正前の6割に縮小されました。表1のとおり、「5,000万円+1,000万円×法定相続人数」から「3,000万円+600万円×法定相続人数」に引下げられました。

2. 相続税の最高税率の引上げ等税率の改正

税率区分は表2のとおり6段階から8段階に改められ、最高税率が55%に引き上げられました。

3. 小規模宅地等に係る評価減の特例の拡充

特定居住用宅地等に係る特例の適用対象面積の上限が、240㎡から330㎡に拡大されました。また、居住用宅地と事業用宅地を併用する場合の限度面積が拡大され、改正前は最大400㎡が限度でしたが、改正後は、最大で730㎡まで特例の適用が可能となりました（表3参照）。

〔質問2〕

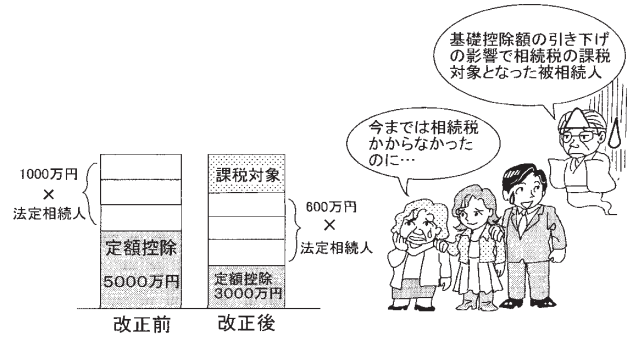
改正相続税法が適用された平成27年分の申告状況は、全国的にはどのような状況でしたか。

〔回答〕

国税庁の発表による全国の申告状況は、概ね次のような内容でした。

1. 死亡者数・課税対象となった被相続人数

平成27年中の死亡者数（被相続人数）は、1,290,444人で、対前年比101.4%となりました。そのうち相続税の課税対象となった被相続人数は



【表1：相続税の基礎控除】

改正前	平成27年1月1日以後
5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人の数	3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数

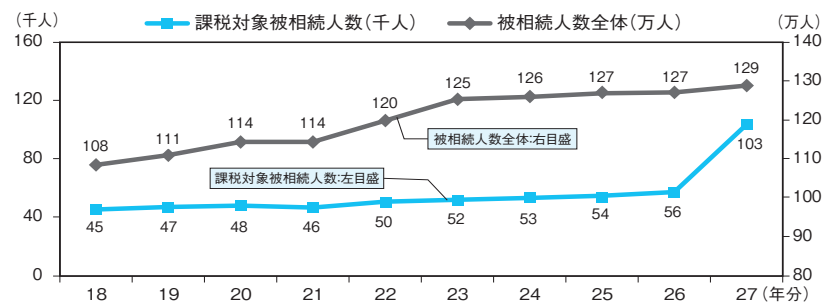
【表2：相続税の税率構造】（改正前：6段階、改正後：8段階）

各相続人の取得金額	現行		平成27年1月1日以後	
	税率	控除額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	0	10%	0
1,000万円超 3,000万円以下	15%	50万円	15%	50万円
3,000万円超 5,000万円以下	20%	200万円	20%	200万円
5,000万円超 1億円以下	30%	700万円	30%	700万円
1億円超 2億円以下	40%	1,700万円	40%	1,700万円
2億円超 3億円以下			45%	2,700万円
3億円超 6億円以下	50%	4,700万円	50%	4,200万円
6億円超			55%	7,200万円

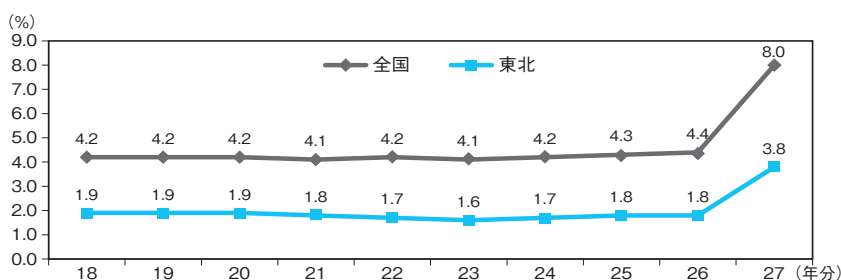
【表3：小規模宅地等の課税価格の特例】

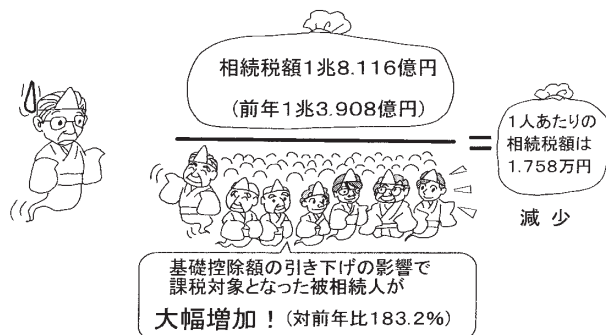
種類	割合	限度面積	
		改正前	改正後
① 特定居住用宅地等	80%	240㎡	330㎡
② 特定事業用宅地等		400㎡	400㎡
③ 特定同族会社事業用宅地等			
④ 貸付事業用宅地等	50%	200㎡	200㎡

【図1：被相続人数の推移（全国）】（※1）

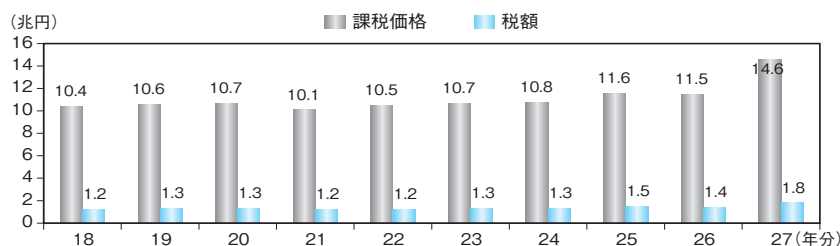


【図2：課税割合の推移（全国と東北）】（※2）

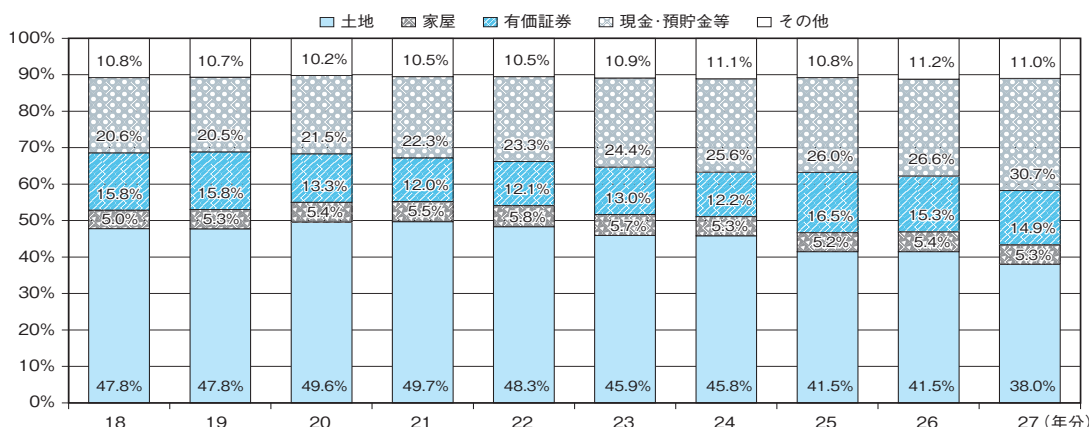




【図3：相続税の課税価格及び税額の推移（全国）】（※1）



【図4：相続財産の金額の構成比の推移（全国）】（※1）



103,043人（前年56,239人）で、対前年比183.2%、課税割合は8.0%（前年4.4%）で3.6%増となり、ともに大幅な増加となりました（図1、図2参照）。

2. 課税価格・税額の推移

課税価格は、14兆5,554億円（前年11兆4,766億円）で対前年比126.8%となり、相続税額は1兆8,116億円（前年1兆3,908億円）で対前年比130.3%となりともに増加となっています（図3参照）。

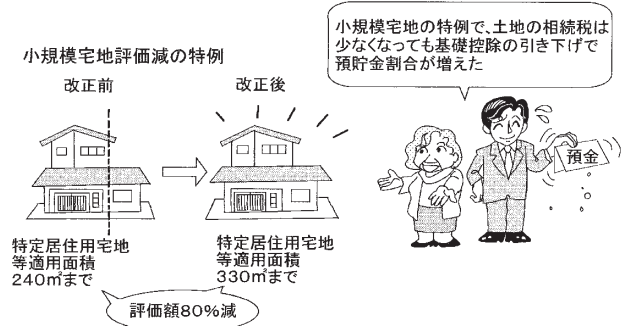
また、これを被相続人1人当たりで見ると、課税価格は1億4,126万円（前年2億407万円）で対前年比69.2%、相続税額は1,758万円（前年2,473万円）で対前年比71.1%となり、いずれも減少しています。

3. 相続財産の種類別構成比

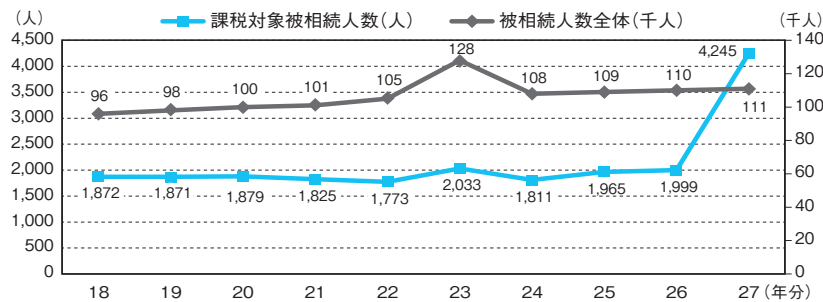
相続財産の金額の構成比は、土地が38.0%（前

年41.5%）で平成18年以来最低の割合となった一方、現金・預貯金等の30.7%（前年26.6%）は最高の割合となりました。また、有価証券の構成比は14.9%（前年15.3%）で、現金・預貯金と有価証券等の構成比の合計45.6%は、平成に入ってから最高の割合となっています（図4参照）。

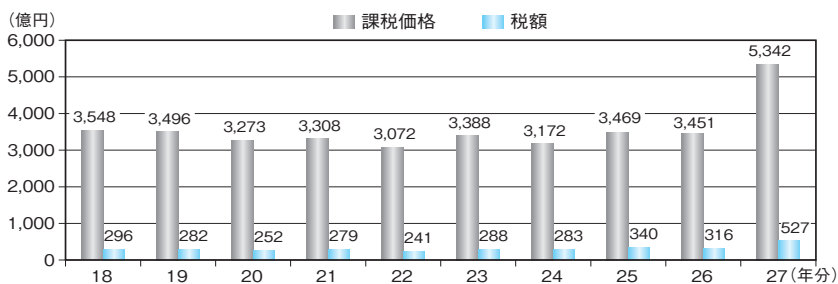
土地の割合が下がって現金・預貯金等の割合が増えたことについては、小規模宅地等の評価減の特例で特定居住用宅地等の適用対象面積の上限が、330㎡に拡大されたこと、また、居住用宅地と事業用宅地を併用する場合の限度面積が最大で730㎡まで可能となったことなどが要因と思われます。また、基礎控除額の大幅な引き下げに対する対策として、生前に土地を売却するなどして現金や預貯金に変えたことや、土地の有効活用等により土地の評価を下げる相続税対策をとったことなどが



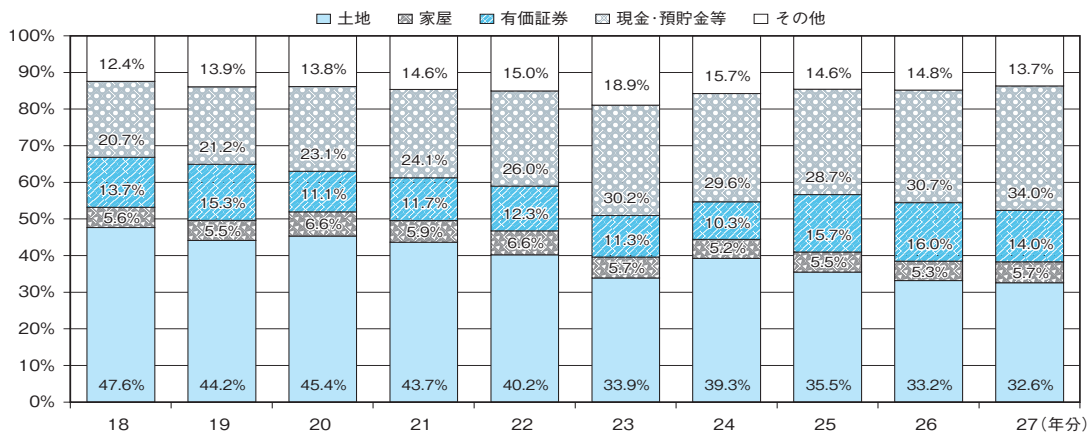
【図5：被相続人の推移（東北）】（※2）



【図6：相続税の課税価格及び税額の推移（東北）】（※2）



【図7：相続財産の金額の構成比の推移（東北）】（※2）



考えられます。

【質問3】

改正相続税法が適用された平成27年分の申告状況は、東北6県ではどのような状況でしたか。

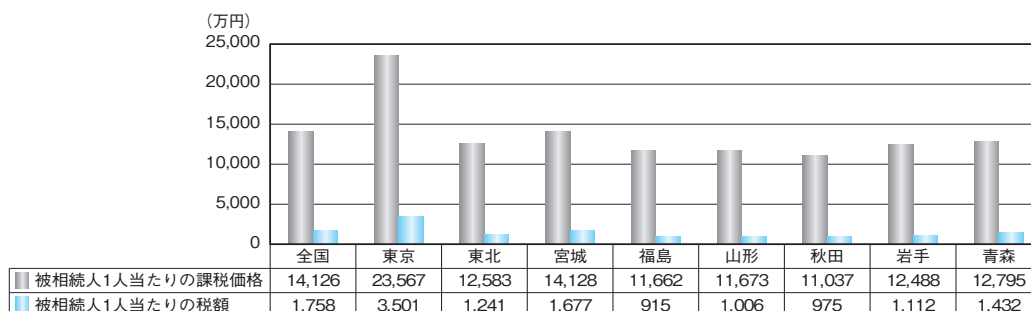
【回答】

国税庁の発表によりますと、仙台国税局管内の平成27年分の相続税の申告状況は、概ね次のような内容でした。

1. 被相続人数等

被相続人数は110,679人（平成26年109,793人）

【図8：被相続人1人当たりの課税価格と税額の比較（県別等）】（※3）



で、このうち相続税の課税対象となった被相続人数は4,245人（平成26年1,999人）でした（図5参照）。課税割合は3.8%（平成26年1.8%）で、前年の平成26年までと比較するとほぼ倍増しました（図2参照）。

2. 課税価格

課税価格の合計は5,342億円（平成26年3,451億円）で、被相続人1人当たりでは1億2,583万円（平成26年1億7,265万円）となっています（図6参照）。前年と比較すると、課税価格の合計では154.8%となりましたが、被相続人1人当たりでは72.9%となっています。

3. 税額

税額の合計は527億円（平成26年316億円）で、被相続人1人当たりでは1,241万円（平成26年1,578万円）となっています（図6参照）。前年と比較すると、課税価格の合計では166.8%となりましたが、被相続人1人当たりでは78.6%となっています。

4. 相続財産の金額の構成比

相続財産の金額の構成比は、現金・預貯金等が34.0%（平成26年30.7%）、土地が32.6%（平成26年33.2%）、次いで有価証券14.0%（平成26年16.0%）の順となっています。全国と同様、平成18年以降、現金・預貯金等の割合34.0%は最高の割合であり、土地の32.6%は最低の割合となりま

した（図7参照）。

【質問4】

改正相続税法が適用された平成27年分の申告状況は、福島県ではどのような状況でしたか。

1. 被相続人数等

被相続人数は24,205人（平成26年23,495人）で、このうち相続税の課税対象となった被相続人数は1,057人（平成26年466人）でした。課税割合は4.4%（平成26年2.0%）で、前年の平成26年までと比較すると2.4ポイント増加しました。

2. 課税価格

課税価格の合計は1,233億円（平成26年792億円）で、被相続人1人当たりでは1億1,662万円（平成26年1億7,023万円）となっています（図8参照）。前年と比較すると、課税価格の合計では155.5%となりましたが、被相続人1人当たりでは減少しています。

3. 税額

税額の合計は97億円（平成26年79億円）で、被相続人1人当たりでは915万円（平成26年1,690万円）となっています（図8参照）。前年と比較すると、課税価格の合計では122.8%となりましたが、被相続人1人当たりでは54.1%となっています。

（※1） 出所：国税庁、報道発表資料（プレスリリース）、「平成27年分の相続税の申告状況について」、平成28年12月より作成

（※2） 出所：国税庁・仙台国税局、報道発表資料（プレスリリース）「平成27年分の相続税の申告状況について」、平成28年12月より作成

（※3） 出所：国税庁・東京国税局・仙台国税局、報道発表資料（プレスリリース）「平成27年分の相続税の申告状況について」、平成28年12月より作成

国税庁：https://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2016/sozoku_shinkoku/index.htm

仙台国税局：http://www.nta.go.jp/sendai/kohyo/press/h28/sozoku_shinkoku/sozoku_shinkoku.pdf

東京国税局：https://www.nta.go.jp/tokyo/kohyo/press/h28/sozoku_shinkoku/index.htm